

# 令和5年度白井市入札等監視委員会（第1回）

## 会議録

- 1 日 時 令和5年7月26日（水） 午後1時45分から
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、三枝委員、新井委員  
富田財政課長、佐藤副主幹、郡主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
  - 1 開会
  - 2 令和5年度第1回会議  
議題
    - （1）令和4年度下半期分 一般競争入札契約の審査
    - （2）令和4年度下半期分 指名競争入札契約の審査
    - （3）令和4年度下半期分 随意契約の審査
  - 3 その他
  - 4 閉会

委員長

それでは、これより議事に入ります。

議事に入ります前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。

1点目は質疑等がある場合は、議題ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いしたいと思います。

2点目は、本日の会議は時間が限られていますので、発言する際は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、議題1「令和4年度下半期分の一般競争入札契約の審査」につきまして、事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

## 議題1 令和4年度下半期 一般競争入札契約の審査について

事務局

それでは、令和4年度下半期分の入札のうち、重点審議事案として抽出された案件の概要と事前にいただいた質問への回答について御説明します。

説明資料は、事前に送付しました追加資料の1ページからです。

それでは「橋梁修繕工事（R4-2）」について、御説明します。

執行理由は、「白井市橋梁長寿命化修繕計画（第二次）に基づき、修繕するもの」です。

入札参加資格要件は、

- ・入札参加者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者。
- ・白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者で土木一式工事の格付けがAからCである者
- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者で土木一式工事の格付けがA、Bである者
- ・平成24年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額1,500万円以上の橋梁耐震補強工事若しくは橋梁補修工事又は橋梁新設工事を元請け又は第一下請けとして施工した実績がある者。
- ・当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を配置できる者。  
という要件で行いました。

入札への申請者数、参加者数ともに 1者 でした。

金額は、

予定価格 税抜き 36,960,000 円、落札価格 税抜き 36,950,000 円、契約金額 税込で 40,645,000 円、落札率は 99.97% です。

落札者は、中井商工株式会社です。

この案件には、2つ質問をいただいております。

1つめは、「不落随契となったが不落随契も電子入札か。対面での紙入札か。対面ならその理由は。」ということで、

不落随契も電子入札システムで行います。

2つめは、「随意契約に変更した経緯は。」ということで

1回目の開札で予定価格以下の入札が無い場合、翌日に再度開札を行います。

再度の開札において予定価格以下の入札が無い場合で、一定の条件を満たすときは入札者から提示される価格について、予定価格以下で契約できることとなったら不落随契を行います。

続きまして、ページを一部飛ばして6ページに進んでください。

飛ばした部分は後ほど議題2で御説明いたします。

それでは「【継】(仮称)富士公園整備工事(R4)」について御説明します。

執行理由は、「富士地区の市街化区域に防災機能を備えた新しい近隣公園を整備するもの」です。

1回目と2回目の入札参加資格要件は、

- ・名簿の大分類「土木一式工事」又は「造園工事」に登録がある者。
  - ・経営事項審査の総合評定値(P)店が土木一式工事は1,500点以上、2回目では1,100点以上、造園工事は1,100点以上の者
  - ・千葉県内に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者。
  - ・平成24年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額7,500万円以上の土木一式工事又は造園工事を元請けとして完了した実績がある者。
- という要件でした。

2回とも入札への参加申請がなく、入札を取りやめました。

3回目は一般競争入札に切り替えて行いました。

入札参加資格要件は、

- ・名簿の大分類「土木一式工事」又は「造園工事」に登録がある者。
- ・格付けがAである者。
- ・千葉県内に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者。
- ・平成24年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額5,000

万円以上の土木一式工事又は造園工事を元請けとして完了した実績がある者。  
という要件でした。

金額につきましては、

予定価格は1回目が税抜き 369,030,000 円、2回目と3回目が税抜き 369,450,000 円、低入札調査基準価格、これは入札額がこの額を下回ったらその額で適正な履行が確保できるか市が調査することになる価格ですが、これが1回目税抜き 339,046,003 円、2回目税抜き 339,432,334 円、失格判定基準価格、これは入札額がこの額を下回ったら失格となるものですが、1回目税抜き 252,793,282 円、2回目税抜き 253,085,414 円、最低制限価格が3回目税抜き 295,560,000 円、落札価格は税抜き 305,600,000 円、契約金額税込で 336,160,000 円、落札率は 82.72%です。

落札者は、東日本都市開発（株）です。

この案件には、5つ質問をいただいております。

1つめは、「総合評価方式では入札参加申請がなく中止となったが、原因として考えられるものは。」ということで、

総合評価方式の事務処理が煩雑なため、業者が申請を見送ったものと考えられます。

2つめは、「総合評価方式から一般競争入札に変更した経緯と理由は。」ということで

本件は、総合評価方式では参加申請が無く取り止めとなりました。

本件の契約には、地方自治法の定めるところによる議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく議会の議決を得る必要があります。3回目も総合評価方式を採用した場合、令和5年第1回、3月議会への議案提出となり、適正工期を確保すると令和5年度末に工事が完了しないことから一般競争入札に変更したものです。

3つめは、「総合評価方式が中止となったあとの一般競争入札で実施した際は複数の入札参加者がいるが、どのような理由が考えられるか。」ということで

一般競争入札で実施した際は、格付要件と実績要件の資格要件を緩和したため、複数の入札参加者があったものと考えられます。

4つめは、「総合評価方式では参加申請がなかったが、入札参加を募る観点から市として改善、検討する余地についてどう考えるか。」ということで

総合評価方式入札を実施する場合、入札公告のほか、市ホームページや建設関係新聞

への掲載、メール配信サービスによる周知を行っています。

同時期に総合評価方式で発注した【継】道路改良工事（R4-3）では複数の参加申請者がいたことから事業者に対する情報提供はできていると考えます。

総合評価方式入札は通常の一般競争入札と比べて事業者側の負担も増えることから、本件が事業者にとって総合評価方式で参加してまで受注したいと考える案件ではなかったのではないかと推測されます。

今後は予定価格だけではなく、工事内容も含めて総合評価方式で発注すべきか通常の一般競争入札で発注すべきかを検討することも考えられますが、総合評価方式入札の実績が少なく検討するための材料が少ないことから検討・改善に至るには時間がかかるものと考えます。

5つめは、「一般競争入札を事前審査型で行った理由は。」ということで

本市の場合、予定価格が1億5千万円以上の工事の入札を行うときは事前審査型で行うこととなっているため、事前審査型で行いました。

なお、参加申請者が入札参加資格要件を満たしているかどうかを入札前に審査するのが事前審査型、入札後に落札候補者の分のみ審査するのが事後審査型です。

続きまして、9ページ ファイリングシステム用消耗品購入について御説明します。

執行理由は、「ファイリングシステムの維持管理のため、必要な消耗品を購入するもの。」です。

入札参加資格要件は、

- ・名簿の大分類「文具・事務機器」に登録がある者。
- ・平成29年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体に文具・事務機器を納入した実績がある者。

という要件でした。

入札への資格確認申請者数は1回目が4者、2回目が3者、入札参加者数は1回目が2者、2回目が3者でした。

金額は、予定価格が1回目税抜き1,568,000円、2回目税抜き1,787,900円、落札価格は税抜き1,377,500円、契約額が税込1,515,250円、落札率は77.05%でした。

落札者は、(株)ミツワ堂です。

この案件には、1つ質問をいただいております。

「1回目が入札不調、2回目は落札となったが1回目と2回目で異なる点は。」という  
ことで、

1回目の設計では、同時期に行われた各品目のメーカー卸額の値上げを反映できてい  
なかったことから、「その2」では各品目の1回目再入札時の最低提示額に1.3を乗じ  
た設計単価としました。

また、運搬費用について、時期が年度末に近づいたことにより物流需要増による相場  
上昇が見込まれたことから、1回目再入札時の各社提示額を参考に設計額を増額しまし  
た。

さらに、これらにより設計額が予算残額を超えることがないように、購入数量を削減し  
ました。

議題1についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

#### 委員長

ありがとうございました。事務局から説明が終わりましたが、御意見御質問などがご  
ざいましたら発言をお願いいたします。なお、その際には審議事案、説明の事業名をあ  
るいはそのページ数をおっしゃっていただきたいと思います。

#### 委員

No. 19, 20, 14の富士公園整備工事について、総合評価方式の場合は事務処  
理が煩雑であると説明があったが、具体的に煩雑と考えられる事務処理とはどのような  
ものでしょうか。

#### 事務局

一般競争入札でも総合評価方式でも参加を希望する業者は入札の参加申請書を提出  
します。一般競争入札事前審査型の場合は、工事によって設定している技術者の要件で  
すとか、実績要件を証明する書類、具体的には技術者の方の資格者証との方が申請業  
者と3か月以上の雇用関係にあることがわかる書類として一般的には保険証の写し、実  
績要件を証明するものとして契約書の写しなどを申請書と同時に市に提出します。

総合評価方式の場合はこれらに加えて、会社に女性を雇用しているか、高齢者を雇用  
しているか、技術者の方の実績があるかなど、設定した評価項目を満たしているか証明  
する書類も申請時に提出する必要があります。

さらに、入札まで進んだ後になりますが、入札額が調査基準価格を下回った場合は、  
市で低入札価格調査という、なぜその額で入札したのか、きちんと履行ができるのかを  
確認する調査を行います。この低入札価格調査の対象になるとそれに対する書類を20  
種類ほど提出しなければならなくなりますので、総合評価方式の場合は、業者側の負担

も大きくなります。

#### 委員

富士公園整備工事について、1，2回目の入札と3回目の入札とで格付要件と実績要件の資格要件を緩和したため複数の入札参加者があったと考えられる旨の回答がありましたが、資格要件でどの要件がハードルになるのでしょうか。

#### 事務局

1回目の入札が1番厳しい条件となっていて、土木一式の場合は総合評価値P点を1，500点以上としていましたが、この点数は経営事項審査という審査でその業者の経営状況などを審査して点数化したもので、多少語弊があるかもしれませんが点数が高いほど大きい業者ということになります。

2回目の入札では1，300点に下げましたので、そこでこの要件を満たせる業者が増えていきます。

3回目の入札では格付けをAとしていて、これを総合評価値P点とすると、白井市の場合は土木一式工事で850点以上の業者となりますので、参加可能な業者が増えていくことになります。

また、実績要件に関しても1，2回目の入札では7，500万円以上の実績を条件としていましたが、3回目では5，000万円以上の実績があれば参加できることとしましたので、その点でも参加できる業者は増えていきます。

回数を重ねるごとに参加できる業者が増えていくことになります。

#### 委員

富士公園整備工事の回答の中で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条とありますが、これは金額の基準があるということでしょうか。

#### 事務局

予定価格1億5，000万円以上の工事又は製造の請負は議会の議決に付さなければならぬと定められています。

#### 委員

総合評価方式で入札者がいなかった場合に一般競争入札に移行するというのは今までも行われていることなんでしょうか。

#### 事務局

白井市の場合は総合評価方式の入札件数自体がすごく少なく、過去に例があったかはわからないのですが、工期の問題がありますので今後も総合評価方式で不調だったら一般競争入札に切り替えるということはあると思います。

委員

橋梁修繕工事（R 4－2）の不落随契の件について、2回入札後に一定の要件を満たす場合は不落随契に進むと説明がありましたが、不落随契も電子入札システムで行っているということで良いでしょうか。

事務局

2回目の開札後、不落随契の要件を満たした場合、その入札者に随契の交渉をさせていただきたい旨を伝えて、相手方が了承したら具体的な交渉に進みます。交渉の結果、不落随契が可能と見込まれた時点で電子入札システムによる見積の提出をお願いすることになります。

委員長

続きまして議題2 令和4年度下半期分の指名競争入札契約の審査につきまして事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

## 議題2 令和4年度下半期 指名競争入札契約の審査について

事務局

議題2 令和4年度下半期分の指名競争入札契約の審査について、御説明いたします。資料は3ページに戻ります。「橋梁修繕工事（R 4－1）」について御説明します。

本件は一般競争入札で不調となりその後に指名競争入札で契約に至ったもので、資料に記載する位置が間違っていました。申し訳ございません。

それでは御説明します。

執行理由は、「白井市橋梁長寿命化修繕計画（第二次）に基づき、修繕するもの」です。

1回目の一般競争入札の入札参加資格要件は、

- ・名簿の大分類「電気工事」に登録がある者
- ・白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者で電気工事の格付けがAからCである者
- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者で電気工事の格付けがAである者
- ・平成24年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した契約金額250万円以上の電気工事を元請け又は第一下請けとして施工した実績がある者。
- ・当該工事に電気工事士（1級又は2級）又は電気施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を配置できる者

という要件で行いました。

入札への申請者数、参加者数ともに 1者 でした。

1 回目の入札不調を受けて、2 回目を指名競争入札により行いました。

業者選定は、

- ・指名業者数は25者、入札者数は12者です。
- ・指名理由は、名簿の大分類「電気工事」に登録がある者のうち、市内・準市内業者に加え、県内のAランク業者の中から地方公共団体が発注した同種業務の実績がある者を選定しました。

金額は、1 回目の一般競争入札が

予定価格 税抜 38,340,000 円、最低制限価格 税抜 30,672,000 円です。

開札の結果、入札額が最低制限価格を下回ったため入札不調となりました。

2 回目の指名競争入札が

予定価格 税抜 38,750,000 円、落札価格 資料が間違っていて 8,880,000 円となっていますが、正しくは税抜 8,800,000 円、契約金額 税込 9,680,000 円、落札率は 22.71% です。

落札業者は、有限会社水谷電気設備工事です。

この案件には、6 つ質問をいただいております。

1 つめは、「積算の根拠は。」ということで、

本工事の積算は千葉県の積算基準を基に行っていますが、資材単価は、資材特別調査業務委託(R4-1)により資材の価格調査結果を採用し、また施工歩掛についても一部見積徴取により、積算しております。

2 つめは、「最低制限価格の金額設定はどのように行ったか」ということで、

当時の「白井市建設工事最低制限価格運用要領」の規定により、予定価格の80%の額を最低制限価格としました。

3 つめは、「落札率・落札金額が極端に低くなった要因は」ということで、

工事で使用する新規照明34基分の価格調査を行ったところ、材料費で約17,000,000円となりましたが、受注業者が見積を取ったところ約5,500,000円となった為、極端に低くなりました。

4つめは、「落札率が極端に低いのが、問題なく履行されているか」ということで

令和4年11月28日にヒアリング調査を行い「落札額で執行可能か。」「照明金具は設計で見込んでいる物と同等か。」について確認しており、受注者が照明金具の見積を取った業者は令和3年度の照明金具の取換工事で使用した金具を製作していること、受注者は現場を熟知しており、工事条件も理解していることから執行可能と判断しました。

工事自体も令和5年3月の検査で完成を認められており問題なく履行されました。

5つめは、「一般競争入札から指名競争入札に変更した理由は」ということで

本工事は上半期に一般競争入札の公告をしましたが参加希望者がなく、令和4年9月に再度公告して一般競争入札を行いました。入札額が最低制限価格を下回り失格となりました。

工事を年度内に完了させるため契約までの期間が短い指名競争入札に変更しました。

6つめは、「一般競争入札の応札者が指名競争入札に入っていないのはなぜか」ということで

一般競争入札の応札者は最低制限価格を下回って失格となっています。指名競争入札を行うに当たって単価世代の更新のみで設計内容に変更がなかったため、適正な履行の確保の観点から一般競争入札の失格者は指名しなかったものです。

議題2についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長

事務局からの説明が終わりました。御意見御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

委員

落札率が低かったのが市でヒアリング調査を行ったと説明がありましたが、ヒアリング調査を行う基準はあるのでしょうか。

事務局

議題1で御説明しました、調査基準価格を下回った場合の低入札価格調査はありますが、今回の案件は最低制限価格の設定もしていませんので、通常、聞き取り調査は行いませんし、聞き取り調査を行うルールもありません。

今回なぜ聞き取り調査をしたのかということは確認していませんが、工事担当課の判

断で調査したものとなっています。

委員

新規の照明34基分で約11,500,000円の差があるということで、積算の基準自体が高く設定されていたのでしょうか。落札者以外の業者でも2千万円以下で応札されています。どのような背景があるのでしょうか。

事務局

照明器具に関しては資材価格調査を行っていきまして、その調査結果の価格を使っています。その価格と実際の受注者の提示した価格にかなり乖離があつて、これは推測が入ってしまうのですが、受注業者と照明器具業者の間の今までの付き合いというか、取引があつて、かなり低く提供されたのではないかと考えています。

資材価格調査はそのような業者間の事情は汲まず、市場価格等で提示してきますのでこれだけの差がついてしまったのではないかと思います。

委員

一般競争入札の応札者が最低制限価格を下回って失格となつて、指名競争入札では指名しなかったとのことですが、結果的にはかなり低い価格での契約となっています。

これはロジックとしてはどうなのでしょう。

事務局

御指摘のとおり、一般競争入札では最低制限価格を下回って失格となる額でも、指名競争入札では最低制限価格を設定しない運用としているので、一般競争入札で失格となった額以下でも指名競争入札では契約が成立します。

今後、同様の事態が想定される場合は、指名競争入札でも最低制限価格を設定すべきかと考えるきっかけとなりました。

委員

指名競争入札で最低制限価格を設けないのであれば、一般競争入札で失格となった業者も救ってあげるような形が公平性の観点から良いと思います。

委員

指名競争入札では最低制限価格を設けないということですが、県や周辺自治体はどのようなルールなのか調べて検討する価値があると思います。回答は不要です。

本件の資材単価は資材特別調査業務委託により資材の価格調査結果を採用とありますが、これは市で行ったのか、県全体で行うのか、どちらでしょうか。

事務局

基本的に工事の積算は千葉県の積算基準に基づいて行うのですが、一定の金額以上の単価になる資材は、その資材の価格を調査する委託を行いなさい、というルールになっているとのことで、今回の工事は照明が資材価格調査委託を行わなければいけない額以上となっていたので、市で価格調査委託を行いました。その委託結果の単価を採用して積算しています。

#### 委員

その委託は、今回の工事の落札者のような工事業者ではなく、照明器具を作っているメーカーに見積を提出させるのでしょうか。価格調査委託に対してメーカーが提出する見積額と工事業者がメーカーにもらう見積額ではギャップがあって今回のような落札率になっているのではないかと思います。確認しておいてください。回答は不要です。

#### 委員長

続きまして議題3 令和4年度下半期分の随意契約の審査につきまして事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

### 議題3 令和4年度下半期分の随意契約の審査について

#### 事務局

議題3 令和4年度下半期分の随意契約の審査について御説明いたします。

11ページ、【長期】令和4年全庁ネットワークリプレイスについて、資料の修正をお願いします。「1 事業概要」の「事業場所」が「白井市復1123 白井市役所」となっていますが、「白井市役所」の後ろに「外14」が付きます。

市役所の他、各出先機関や保育園も対象となっています。修正をお願いします。

それでは、内容を御説明します。

執行理由は、「平成28年度より開始した庁舎移設に伴い設置したネットワーク機器等の契約満了に伴い機器更新を行うもの」です。

随意契約及び業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、

株式会社ディー・エス・ケイは白井市の基幹系・情報系・インターネット系システム及びネットワークの構築及び管理を行っています。

基幹系システムは、全市民の個人情報等を保有しており、他の事業者のシステム等を接続することは情報漏洩等セキュリティ上の問題が懸念されます。

このことから、セキュリティ上これらのシステムに接続するための設定等については他者では履行させることができず、また、一括管理することにより障害発生時に迅速な対応ができ、解決までの時間を短縮することが可能になり、責任の所在も明確にできる

ため、株式会社ディー・エス・ケイと随意契約するものです。

この案件には3つ質問をいただいております。

1つめは、「契約金額の合理性についてどのようにチェックしたのか」ということで、

本契約は、市役所の各業務システムの根幹である「ネットワークの機器」を更新するもので、ネットワーク認証サーバ2台やファイアウォール2台、パソコンとサーバを接続する認証ハブやスイッチ232台などを交換するものです。

認証ハブは1台税込み5万円弱ですが、市場価格は5万円から7万円で逸脱した金額設定ではありません。ただし、保守費用やソフトウェア使用料、設定費用、取付費用、各パソコン設定作業、旧機器撤去費などが別途かかっています。

現行のシステムを止めずに新ネットワークを更新するため、事前に新ネットワークを構築して作業日に切り替える必要があり、事前の現場確認、システム設計、構築作業、本番作業、事後作業などといった人件費も計上しており、業務の専門性や作業工程、作業量から見ても、前回契約金額180,187,347円と比較しても妥当なものと考えます。

なお、可能な限り値引き交渉を行っています。

2つめは、「(株)ディー・エス・ケイと最初に随意契約を締結した時期はいつか。」という

「庁舎整備に伴うネットワークの構築、機器賃貸借及び保守」という件名で平成28年11月17日に契約を締結しました。

3つめは、「随意契約について、契約更新を含めて上限期間を設けているのか」という

白井市では随意契約の上限期間は設けていません。

続きまして、13ページ【債】白井市ふるさと納税一括代行業務委託について、御説明します。

執行理由は、「ふるさと納税の寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の調達・発送等の業務を一括代行委託することにより、業務の効率化を図るとともに、各ポータルサイトに掲載される市及び返礼品等の魅力を効果的に情報発信することで寄附額の増加につなげ、市内産業の振興と地域の活性化を図るもの」です。

理由随意契約及び業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、

本業務の実施に当たり、各ポータルサイトの設計・運営等の専門的知識や市内事業者等との調整及び市と連携して運営する経験が必要なこと、また、ふるさと納税業務を一括代行できる事業者を広く公募し、業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本業務を委託するのに最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集するものです。

参加者数は2者、金額は設計金額 税抜き 30,090,909 円  
契約金額は税抜き 26,670,400 円、落札率 88.63% でした。  
契約の相手方は、(株) フューチャーリンクネットワークです。

この案件には3つ質問をいただいております。

1つ目は、「業務の内容はどのようなものか。」ということで、

ふるさと納税ポータルサイトの管理・運用、寄附者情報の一元管理、返礼品の企画・開拓・交渉、返礼品の調達・発送管理、コールセンター業務、税務関係書類等の作成支援、市の魅力発信やふるさと納税のPRとしました。

2つ目は、「業務名を通常の「業務委託」ではなく「一括代行業務委託」としているのはどのような意図か。」ということで、

令和4年度まで、市が契約しているポータルサイト「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「au PAY ふるさと納税」は、別々の委託業者が業務を行っていました。この3つを同一業者が管理する一括代行委託とすることで業務の効率化を図り、ポータルサイトに掲載される市及び返礼品等の魅力を効果的に情報発信することで、寄附額の増加を図ることを目的としました。

3つ目は、「プロポーザルの応募状況、審査過程はどうであったか」ということで

2者から応募がありました。

第1次審査では、業務実施体制や業務実績について書類審査による客観評価を行い、2者とも第2次審査に進みました。

第2次審査ではプレゼンテーションを実施し、プロポーザル選定委員会が提案書とプレゼンテーション内容に基づいて9つの審査項目及び見積額の評価を行って、受注予定者を特定しました。

評価の視点として、地域資源を活用し地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割であるため、返礼品の開発を行う体制と実績、返礼品事業者からの相談に応じられるサポート体制が整えられていること、既存返礼品の改善や新たな返礼品の企画、開発ができることを重要視しました。

最後に15ページ、公立保育園 ICT 導入に伴う工事その1について御説明します。

執行理由は「公立保育園に保育業務システムを導入するにあたり、Wi-Fi 環境の整備を行うもの」です。

随意契約及び業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、

公立保育園の ICT 化は、保育業務が効率的になる一方で、今までの慣れてきた方法からの変更が必要となるため、現場の保育士の不安解消、負担軽減等のために、トラブル時の連絡・相談窓口の一本化や迅速なトラブルへの対応が求められます。

回線の引き込み工事と、アクセスポイントの設置・設定を同一事業者が行うことで、光回線の終端からデジタル回線の終端までを一体的に管理することができ、通信障害等のトラブル発生時の責任の所在の明確化、迅速な対応及び処理時間の短縮が可能となるため、次の条件を事業者の選定条件としました。

- ・回線引き込み工事とアクセスポイントの設置・設定を行えること。
- ・アクセスポイントの設置にあたって電波の受信調査及び設置調整が行えること。
- ・機器等の保守管理を行えること。
- ・トラブル時の連絡・相談についての窓口を一本化し、原因の特定が行えること。

この選定条件を満たす業者が(株)NTT 東日本のみで、同者の Wi-Fi について十分なセキュリティが確認できたことから、一者特命による随意契約を行うものです。

この案件には2つ質問をいただいております。

1つめは、「ICT導入とあるが、具体的にどのような業務を想定しているか」ということで、

登降園の管理や、保育計画の策定等、保育事務のサポート業務を想定しています。

2つめは、「その2以降はどのようなものを想定しているか」ということで、

その1はインターネット回線の引き込みと Wi-Fi (AP) 設置工事、その2は回線引き込み後の Wi-Fi (AP) 間の配線工事です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長

ありがとうございました。事務局からの説明は以上でございますが、御意見御質問

等がありましたら、御発言をお願いいたします。

委員

No. 9について、その1の回線引込工事とその2の回線引込後の配線工事を分けた理由がわかれば教えてください。

事務局

その1は株式会社NTT東日本にしかできない部分の工事だったので、株式会社NTT東日本と契約しました。その2は1者しかできない工事ではなかったので、競争性を持たせるために分けて行いました。

委員

その2はまたあらためて入札等で行うのでしょうか。

事務局

その2も実施済みです。

委員

No. 6について、システム関係はセキュリティの問題やシステム接続の関係がありますが、同じ業者に長期間にわたりお願いすることは競争原理が働かないと思いますし、技術革新により色々と新しいものが出てきていますから、一定期間経過後は比較考慮した方が良いかと思います。今後の対応についてどのように考えていますでしょうか。

事務局

株式会社ディー・エス・ケイがパソコン等の納品や配線、住民情報などのサーバ管理など全てを行っている業者でして、それを変わるとなると全体を見なければならぬので、今後変更することは難しいと感じています。

値引き交渉はしていますが、競争させた方が当然価格は下がりますし、より良いものがあるだろうとは思っています。

委員

ふるさと納税一括代行業務委託について、令和4年度までは3つのポータルサイトを別々の業者が管理していたということでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

今回の契約者である株式会社フューチャーリンクネットワークは、3つのポータルサイトのどこかを管理していた業者でしょうか。

それから、応募があった業者は今までポータルサイトの管理をしていた業者でしょうか。

事務局

契約した株式会社フューチャーリンクネットワークが白井市のポータルサイトの1つの楽天ふるさと納税を管理していました。応募のあった残りの業者は白井市のポータルサイトの管理はしていませんが、別の自治体でふるさとチョイスとau PAYふるさと納税の管理実績があります。

委員長

それでは次に、令和4年度下半期分の入札契約及び随意契約につきまして、市長へ不適切な点、改善点として報告することはありますでしょうか。

ないということによろしいでしょうか。

事務局

ありがとうございます。

委員長

続きまして、その他について事務局の方から何かございますか。

事務局

2点あります。

1点目が次回の会議ですが、来年1月に開催することになっております。またメールで日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目が会議録の表現についてですが、前回の会議録の確認を各委員にお願いした際に、会議録の表現について御意見がありました。

市の多くの会議では会議録を作成する際に業者委託を行っていきまして、お配りした「令和5年度 会議記録反訳業務委託 特記仕様書」により作成することとなっておりますので、入札等監視委員会もこの方法で作成したいと考えますがどうでしょうか。

全委員 了承します。

委員長

以上を持ちまして、本日の白井市入札等監視委員会を終了といたします。本日はありがとうございます。